

# ダンプあきたの

NO.427 全日本建設交運一般労働組合（略称・建交労）秋田ダンプ支部  
2022年7月5日発行

〒010-0976 秋田市八橋南 1-2-29

Tel018-823-7748 fax018-823-7751

Email: kenkourouakita@bz03.plala.or.jp

一人はみんなのためにみんなは一人のために、一人が一人の仲間をふやそう、労災保険に加入しよう

田中 070 - 5324 - 4053

## 全国ダンプキャラバン東北・秋田行動

毎年、ダンプ・建設労働者の労働条件改善をめざして、国交省などの発注当局に要請行動を行っています。コロナ禍がつづいていますが、感染対策に十分気をつけ以下の日程で第29回全国ダンプキャラバン東北・秋田行動を予定しています。（要請書はウラ面に印刷）★参加希望者は事務所へ連絡ください。

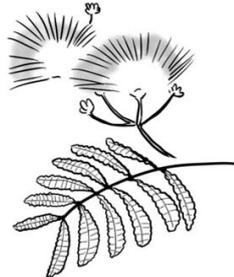
### ●7月22日(金)

09:30~10:30 能代河川国道事務所  
(昼食)

13:00~14:00 秋田河川国道事務所

15:30~16:30 湯沢河川国道事務所

16:40~ 総括集会のあと解散



## 選挙に行こう



## ダンプ夏・冬のタイヤ注文

再生タイヤ	22,000円 (BS)
新品タイヤ	37,500円 (BS・14 プライ)
	39,000円 (BS・16 プライ)
タテミソ	25,000円 (中国・トライアングル)
ゲタヤマ	25,500円 (中国・トライアングル)

消費税・送料込みの価格です。注文の時、メーカー、プライを必ずお知らせください。希望の場所に配達します。配達代⇒県内は基本無料ですが、場所によっては有料の場合があるので、組合に相談してください。トライアングルは、配達無料。

代金は3回以内で納入します。在庫確認が必要なので、注文の際に組合へ問い合わせてください。廃タイヤの処分を希望する方は、相談してください。4月1日から新品タイヤについては、2,000円から2,500円の値上げです。また再生タイヤについては、早めに注文してください。在庫を確認します。再生冬タイヤについて、今のうちから注文しておくと数が確保できます。

2022年7月22日

国土交通省 能代河川国道事務所 }  
秋田 〃 } 御中  
湯沢 〃 }

全日本建設交通一般労働組合  
全国ダンプ部会 東北地方協議会  
代表幹事 昆 茂太郎

## 要 請 書

社会資本整備の先頭に立ち、連日ご奮闘されていることに敬意を表します。

私たちは、過去49年間にわたるダンプの交通安全推進活動が認められ、公共工事と大型民間工事では「優先使用団体」となっています。

政府は、平成24年度から政策的に「建設労働者の賃金」を引き上げていますが、現場で働く労働者の賃金は極めて低く抑えられています。少子高齢化が進む中で、建設産業の担い手確保は喫緊の課題となっていますが、明るい兆しは一向に見えません。

今国会では「盛土規制法」も成立するなど、建設産業に向けられる国民の目も厳しくなっています。建設現場で働くダンプ労働者にまともな賃金が支払われ、結果としてダンプ交通安全に寄与する環境を作るため、下記の事項について要請致しますので、文書でお答え下さい。宜しくお願い致します。

## 記

1. 公共工事では、10tダンプの標準積算を8時間稼働で約75,000円としております。しかし、東北地方の現状は、8時間稼働して36,000円程度しか支払われません。当面、少なくとも直接工事費の60,000円程度が支払われるよう、関係者に徹底して下さい。これらは、週休2日を推進するうえでも不可欠です。
2. 碎石や砂などを運ぶダンプの過積載が横行しています。これは、資材購入業者が資材を買い叩くため、資材を運搬するダンプにしわ寄せが集中するためです。道路や橋りょう等の社会資本を守るためにも、関係業界に対する指導を強めて下さい。
3. 盛土規制法の成立を受け、民間を含めた全ての工事で、最終処分先までを追跡・確認するトレーサビリティ制度を作して下さい。建設残土の処分に必要な経費が下請け業者やダンプ労働者へ確実に支払われる措置を講じて下さい。付帯決議に沿った実態調査を行なう際は、建交労への協力要請を行なって下さい。
4. 工事の契約事項には「ダンプ規制法の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること」と記載しており、「工事請負契約約款」では発注者と請負者の双方が、これらの契約事項を遵守するとなっています。当組合は「ダンプ規制法第12条に該当する団体」です。ダンプ規制法の目的を理解しない請負者に対して、個別の指導文書で徹底して下さい。
5. ダンプ過積載を防止するため、重量リミッター(過積載防止装置)の開発推進と装着の義務付けに取り組むよう、関係省庁に意見を上げて下さい。また、「現場説明指導事項5・六」にある様に、ダンプ規制法に基づく背番号を表示しないダンプ、さし枠装着ダンプの排除を徹底して下さい。
6. 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」が改定されたことにより、元請事業者等から車持ちダンプ労働者に対して「一人親方である証明」を求める動きが頻発しています。不要な混乱を避けるためにも、関係業界に対するガイドライン改定の趣旨を徹底して下さい。
7. 元請業者の責任で、車持ちダンプ労働者にも建退共証紙を確実に貼付するよう徹底して下さい。また、一人親方の労災保険特別加入を推進するよう、元請業者などに徹底して下さい。

以上